



認定補聴器専門店 事前説明会

- 全体概要
- 申請内容と注意点
- 実地調査における注意点

認定補聴器専門店 申請事前説明会

—全体概要—

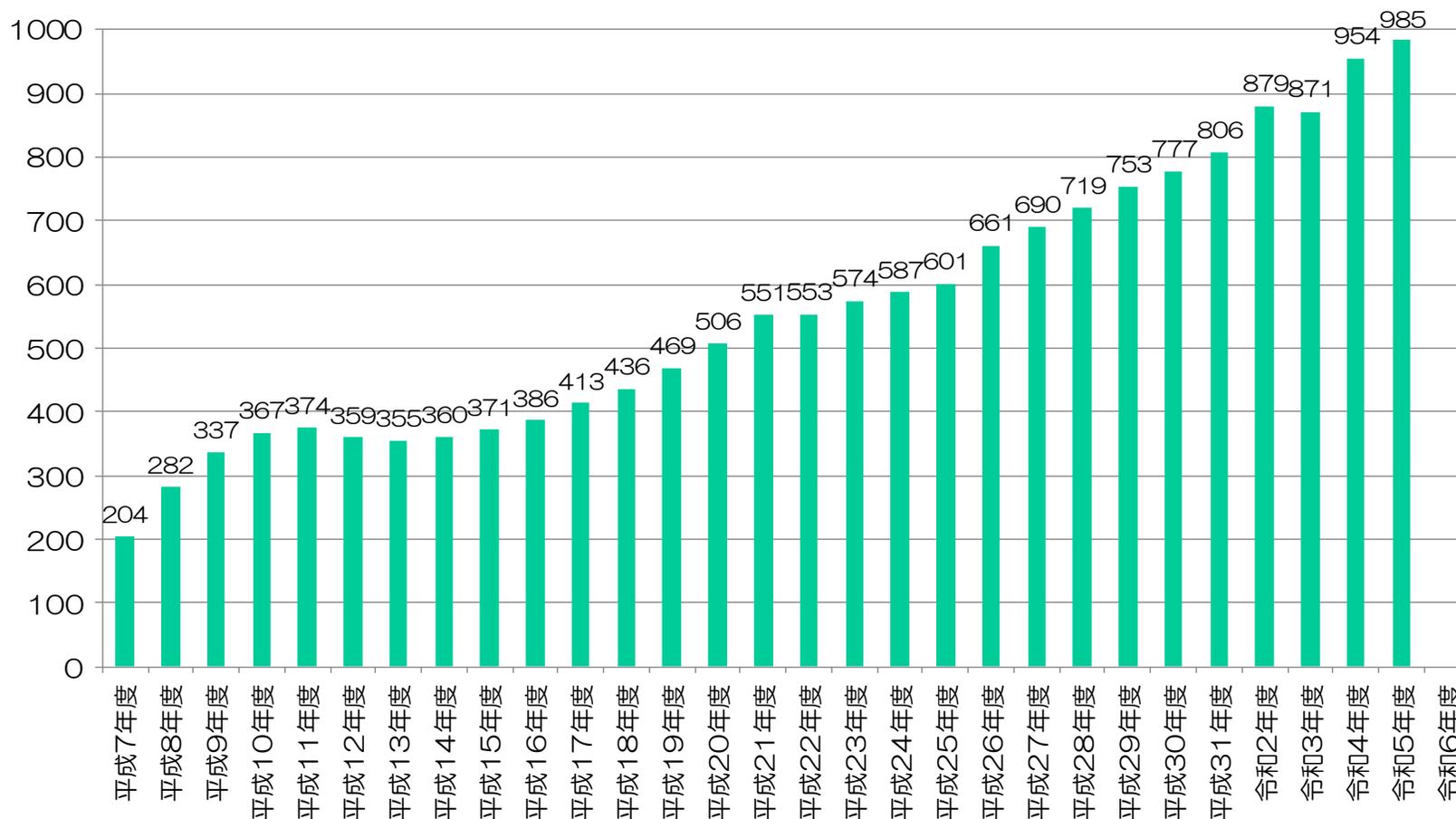
- ◆2024年3月26日、4月3日、4月11日
- ◆オンライン

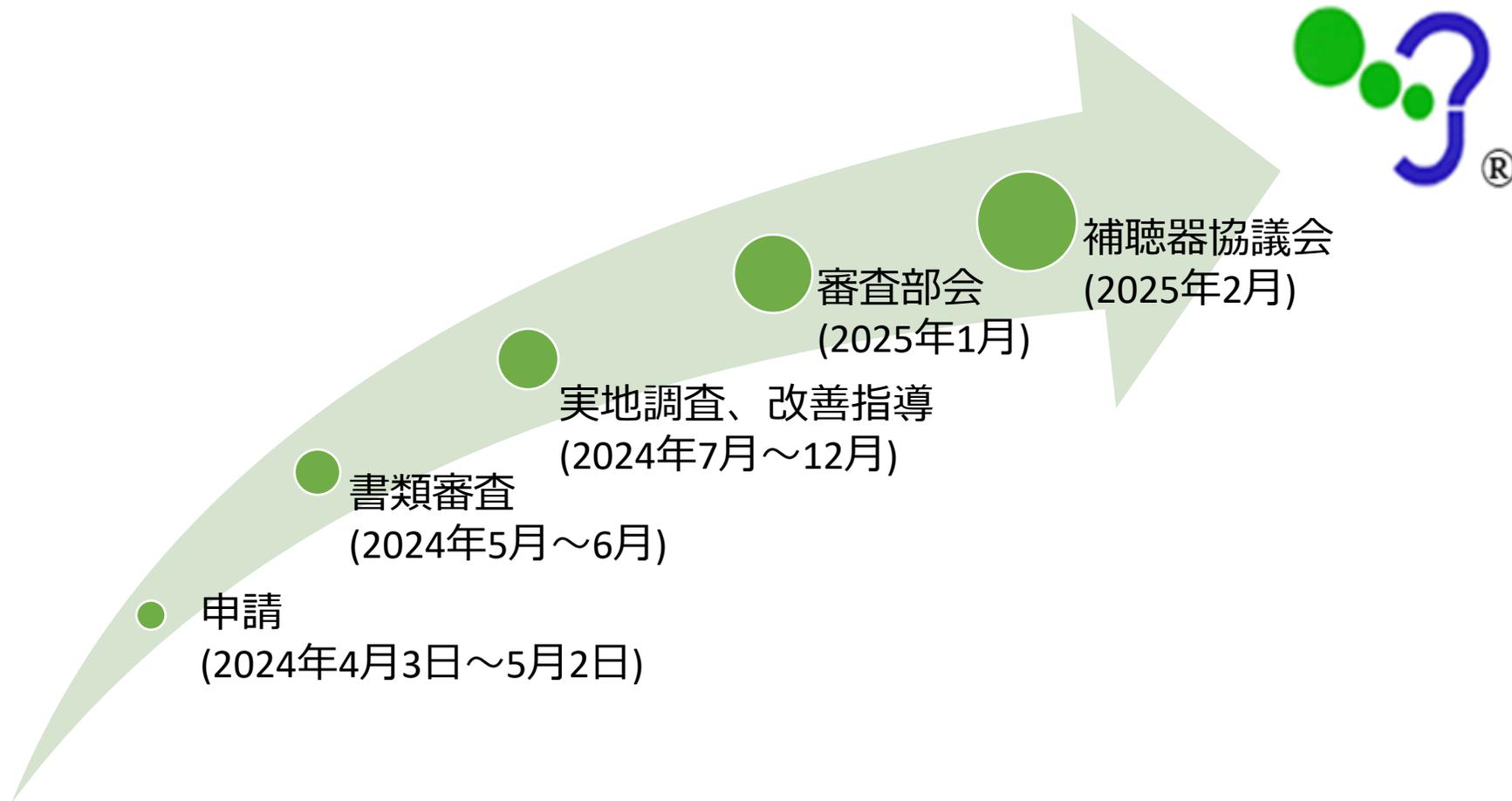
認定補聴器専門店とは

・認定補聴器専門店認定要綱 第一条

公益財団法人テクノエイド協会理事長は、安全かつ、適正な補聴効果を期待できる補聴器の販売及び使用の推進を図ることを目的として、補聴器販売店の認定申請に基づき、当該補聴器販売店の補聴器関係業務運営が、別表に規定する認定補聴器専門店業務運営基準に適合しているものと補聴器協議会において議決され、かつ所定の登録要件を充足した認定申請店を認定補聴器専門店登録簿に登録し、公益財団法人テクノエイド協会の認定補聴器専門店と認定する。

認定補聴器専門店の推移 各年度当初





- ・ 認定補聴器専門店の目的を十分に理解して申請を行ってください。
- ・ (更新店舗) 今回の説明会を参考に、見直しを行ってください。
※ 「5年前に認定されているから、大丈夫！」 **NG**
- ・ 1年をかけて、審査、調査、審議を行っていきます。

今後とも安心して、かつ適切な補聴器販売の推進にご協力をお願い申し上げます

認定審査方法の変更について

令和6年3月11日に発出（（公財）テクノ発0311第2号）

(公財) テクノ発 0311 第 2 号
令和 6 年 3 月 11 日

認定補聴器専門店 各位

公益財団法人テクノエイド協会
理事長 大橋 謙 策

認定補聴器専門店 認定審査方法の変更について

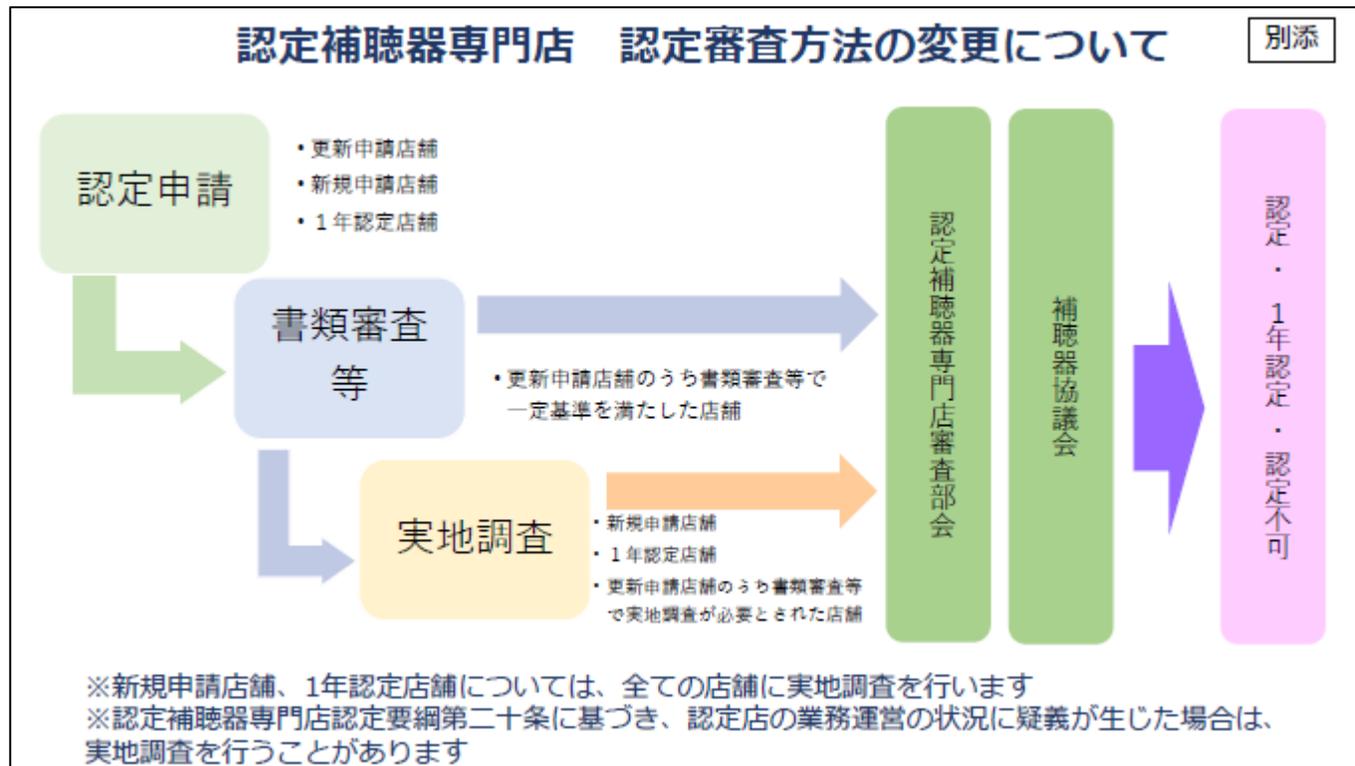
時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当協会の事業推進にあたりましては、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2024年2月3日に開催された補聴器協議会において、認定補聴器専門店（新規申請店舗及び1年認定店舗の4年延長申請は除く）の認定に係る審査は、申請書類等を総合的に審査し、実地調査の要否を決めることが議決され、令和6年度（2024年度）より適用することといたしました。

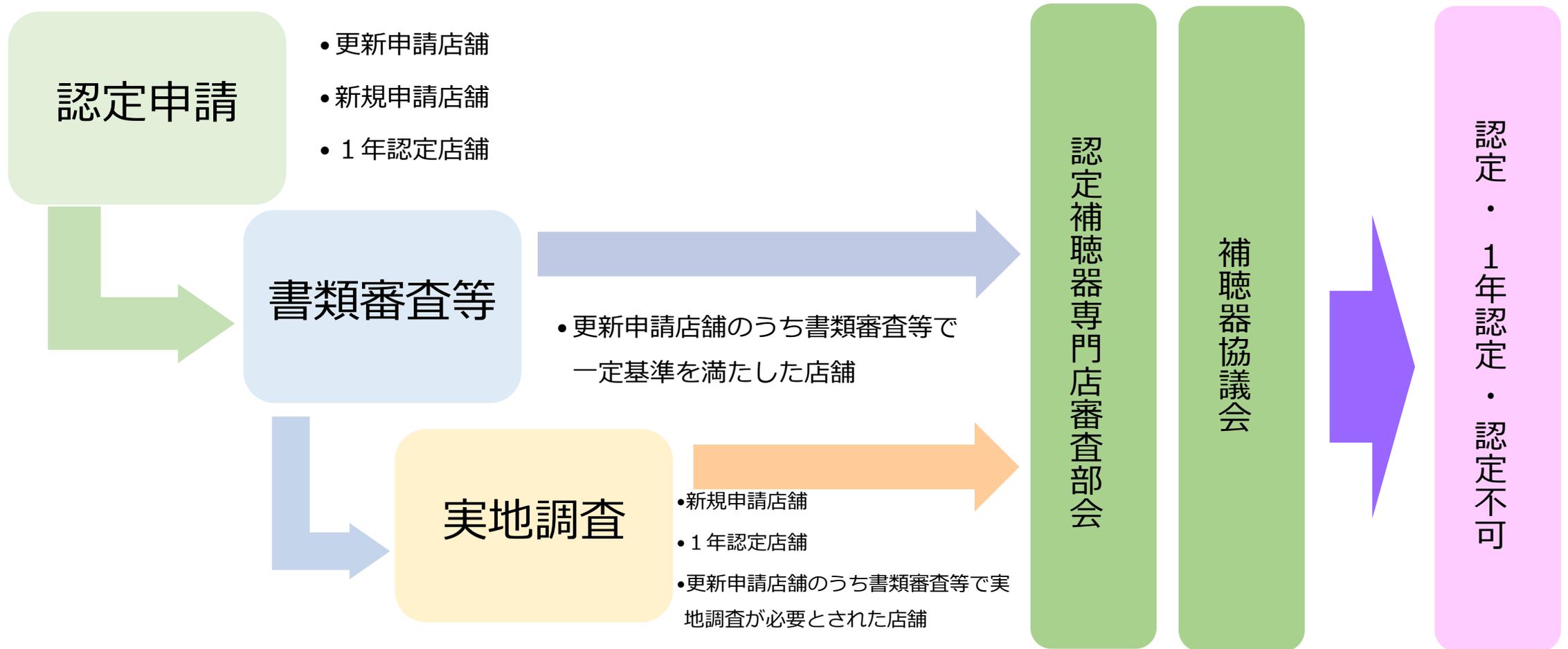
つきましては、別添「認定補聴器専門店 認定審査方法の変更について」をご参照いただき、関係店舗への周知をお願いするとともに、更新申請をされる際には当協会主催の説明会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお、認定補聴器専門店申請に係る事前説明会については、別途ご案内いたします。

以上



認定補聴器専門店 認定審査方法の変更について



※新規申請店舗、1年認定店舗については、全ての店舗に実地調査を行います

※認定補聴器専門店認定要綱第二十条に基づき、認定店の業務運営の状況に疑義が生じた場合は、実地調査を行うことがあります

2024 年度版 認定補聴器専門店の認定申請手続きのご案内 (新規・更新)

「認定補聴器専門店」名称と「認定補聴器専門店のマーク」

はテクノエイド協会の登録商標です。

認定補聴器専門店でない店舗はいずれも使用できません。

また、類似の呼称、マークを作成することは商標法違反に当たる可能性があります。

申請書の提出期限、審査料の振込期限、認定後の登録料振込期限等は遵守してください。

これらが遵守できない場合は審査辞退、認定辞退とみなします。

申請期間：4月3日～5月2日

公益財団法人テクノエイド協会

認定補聴器専門店認定システム

認定補聴器専門店申請 オンラインマニュアル (更新用)

公益財団法人テクノエイド協会

認定補聴器専門店 申請前チェックシート

PC上のNo	項目	案内頁
申請者情報 10-6【画像】	<input type="checkbox"/> 会社情報、代表者名、店舗名称(屋号)(営業所名称)、店舗住所は販売費と業届書と同一内容を入力している。	P4
1	<input type="checkbox"/> 申請事務担当者、店舗連絡担当者は常駐している者を入力している(申請事務担当者はその限りではない)。	-
2	<input type="checkbox"/> 営業所管理者、修理責任技術者は自店舗に常駐している者を入力している。 <input type="checkbox"/> 入力した者の修了証の写しを添付している。	P10
4-1	<input type="checkbox"/> オージオメータはJISタイプⅢ以上のものを入力している。※複数所有している場合は、全て入力している。	P5
4-1	<input type="checkbox"/> オージオメータは3年毎に校正している。	P5
10-3【画像】	<input type="checkbox"/> 画像に最後に校正をした年月日かわかる写真(校正証明書や機器に貼ってあるシール等)を添付している。※複数所有している場合は、全て添付している。	P5
4-3	<input type="checkbox"/> 特性器は複数の入力音圧レベルで測定できるものを入力している(60、90dBのみは不可)。	P5
4-4	<input type="checkbox"/> 騒音計はJIS C1509-1、IEC61672-1に準拠したものを入力している。	P6
4-5	<input type="checkbox"/> 耳型採取のための器具は、過不足なく入力している。	P7
10-3【画像】	<input type="checkbox"/> 画像に全ての器具が写っている。	P7
4-6	<input type="checkbox"/> イヤホン等の補修・修正のための器具は、過不足なく入力している。	P7
10-3【画像】	<input type="checkbox"/> 画像に全ての器具が写っている。	P7
4-8	<input type="checkbox"/> 消毒のための器具等は、過不足なく入力し、消毒方法も併せて入力している。	P7
10-3【画像】	<input type="checkbox"/> 画像に全ての器具が写っている。	P9
5	<input type="checkbox"/> ポケット型、耳かけ型、ミニ耳かけ型は実器もしくは試聴器を常備している。 耳あな型(オーダーメイド)は試聴器もしくはダミーを用意している。	P13
6	<input type="checkbox"/> 補聴器関連機器の在庫は適切である。在庫がない場合であっても、取り換える品名を入力している。※カタログ対応等は不可。具体的な品名を入力している。	P15
6	<input type="checkbox"/> 日常生活用具の在庫は適切である。在庫がない場合であっても、取り換える品名を入力している。※カタログ対応等は不可。具体的な品名を入力している。	P15
7	<input type="checkbox"/> (店外販売を実施している場合)クリーニングオフ契約書の準備をしている。※添付箇所がないので、メールにて事務局に送る。	P16
7	<input type="checkbox"/> (展示会を実施している場合)保健所に届出を行っている。※添付箇所がないので、メールにて事務局に送る。	P16
8	<input type="checkbox"/> 連携している補聴器相談医は、最新の名簿に掲載されている医師である。	P8
10-10【画像】	<input type="checkbox"/> 連携している補聴器相談医の証明を添付している。	P8
10-1【画像】	<input type="checkbox"/> 認定店ステッカーが貼られていることが確認できるものである。また、販売費と業届書と同一の屋号が記載された看板が写っているものである。	P4
10-1【画像】	<input type="checkbox"/> 店舗全体が写っている。また、技能者証や販売許可証等の掲示すべきものが写っている。	P4
10-1【開取図】	<input type="checkbox"/> オージオメータ、防音室等の場所が記載されている。	P4
10-3【画像】	<input type="checkbox"/> 防音室の写真は、座席や機器の配置がわかるように写している。 自作の場合、壁が天井まで仕切られていることが分かるように写している。	P5
10-3【画像】	<input type="checkbox"/> 効果測定のための写真、スピーカーや座席が適切な位置になっていることが分かるように写している。	P5
10-4	<input type="checkbox"/> 【音場管理表】3ヶ月に1回以上行っていることが分かるものを提出している。	P5
10-5	<input type="checkbox"/> 【ケース記録】自店舗で使用しているものを提出している。	P11 P12
10-5	<input type="checkbox"/> 【ケース記録】禁忌 8 項目を確認していることが分かるもの、個人情報保護に関する説明を行っていることが分かる資料を提出している。	P11 P12



認定補聴器専門店 申請内容と注意点



申請内容に変更があります。

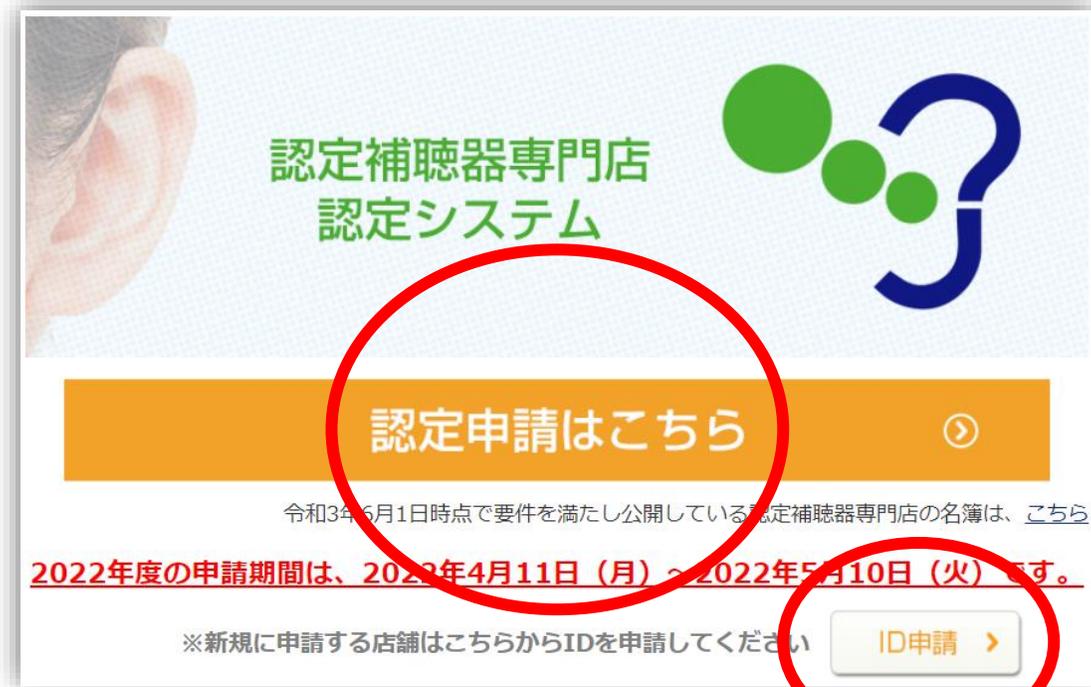
手続案内をよく確認をしたうえで申請してください。



申請方法

■ オンライン申請

認定店マイページよりオンラインで申請してください。



➤ 新規店舗…**ID申請**

➤ 更新店舗…認定申請はこちらからより認定店マイページへログイン

- オンラインマニュアルをよく読んで申請してください。



特に青枠内の内容は重要ですので
よく確認してから入力してください。

認定補聴器専門店認定システム

認定補聴器専門店申請
オンラインマニュアル（新規用）

公益財団法人テクノエイド協会



認定審査に用いられる基準

認定補聴器専門店業務運営基準

1. 人的要件
2. 物的要件
3. 業務実施上の要件

- 認定補聴器技能者の**常勤**
- 他の販売店との兼務は認められません。
- 認定補聴器技能者資格を失効している場合は資格者として申請できません。



■ 設備、器具等についての要件

- オージオメータ、防音室、騒音計、特性器
- 補聴器装用効果測定のための設備
- 補聴器修理（メンテナンス）のための設備・器具
- イヤモールドの補修、修正のための加工設備・器具
- イヤモールドの採型のための器具
- 器具の消毒のための設備
- 店内外設備

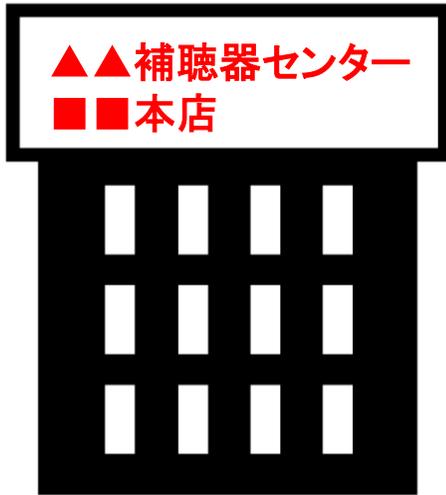
■ 店舗運営上の要件

- **補聴器相談医との連携**
- 認定補聴器技能者の関与
- 衛生管理
- (修理を行う事業所の手続き)
- **フィッティング記録の内容**
- フィッティング等(苦情処理を含む)の記録と管理
- 取り扱っている補聴器の範囲
- 補聴器関連用品
- 広告の表示
- 店外販売



申請内容

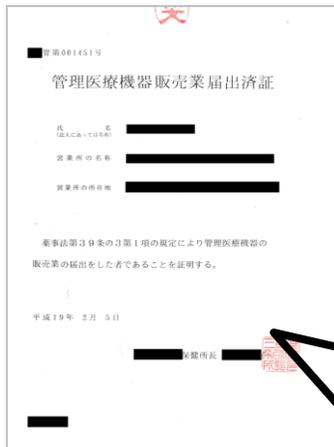
- 医療機器販売業・貸与業届出受理番号
受理番号がない場合、届け出た年月日で申請してください。
- 補聴器（医療機器）営業管理者名
届け出た際に登録した営業管理者名
- 届け出た際に登録した屋号（営業所の名称）のわかる書類（許可証や届出済書など）を提出してください。
- 更新店の場合、前回の申請時と変更があった場合、保健所への変更届の写しを提出してください。
- 登録された営業管理者が資格者であることを証明する書類（営業管理者講習の修了書等）を提出してください。



実際に使用している店舗名称（屋号）と販売貸与業許可証の営業所名称が異なっている。

※「●●株式会社 ▲▲補聴器センター」としなければいけない。

※保健所へ変更申請を行ってください。



【販売貸与業許可証】

営業所名称：●●株式会社
▲▲補聴器センター

- 店舗に掲載するもの
- 認定補聴器専門店ステッカー



店外から見える場所



提出する店外写真はステッカーを貼っていることがわかるよう撮影してください。

- 認定補聴器専門店証書
 - 認定補聴器専門店プレート
- お客様から見える場所（店内）



人事異動があった場合は本人が、**すみやかに**
技能者マイページより勤務先変更申請をしてください。

店舗情報	
区分	その他
店舗名称	(公財) テクノエイド協会
店舗名称フリガナ	(コウザイ) テクノエイドキョウカイ
店舗住所	郵便番号 162-0823
	都道府県 東京都
	番地まで 新宿区神楽河岸1-1
	建物名 セントラルプラザ4階
TEL	03-3266-6882
FAX	03-3266-6881
URL	
<input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="勤務先変更"/>	
<input type="button" value="勤務先なし"/>	

※現在、就労中でない場合は「勤務先なし」を押しください。

■ オーディオメータ

- JISタイプⅢ以上
- 純音聴力測定と語音明瞭度測定が使用可能な状態で管理されていること。
- 複数所有の場合、すべてを申請
- 校正は**少なくとも3年に1回**
- ①機器の使用状態のわかる写真②最後に校正した年月日のわかるもの（校正証明書や機器に貼ってあるシール等）をデータ提出

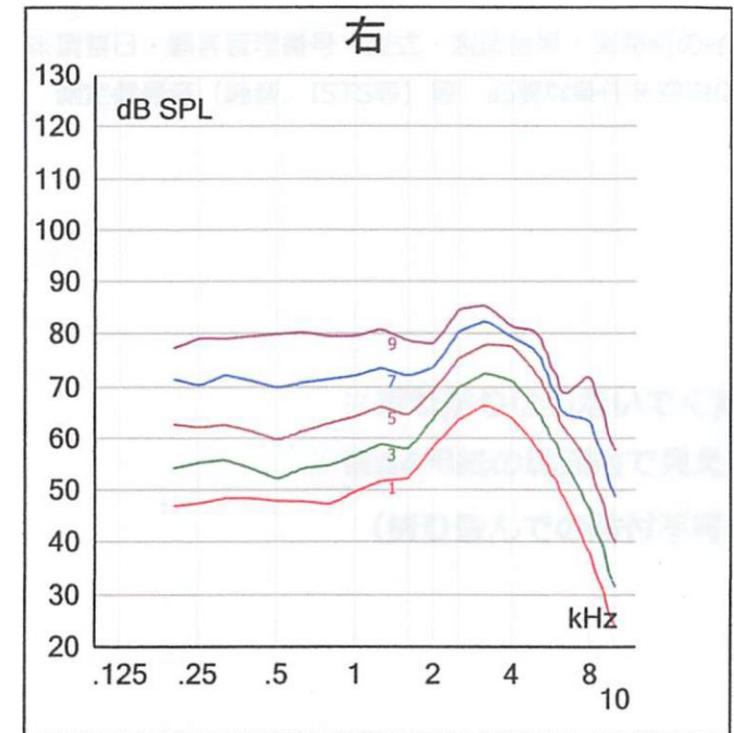


■ 防音室

- 騒音レベルは**50dB (A) 以下**
- 自作も可（条件あり）
— 条件 —
その施設の壁が天井と床に接合し、**独立した室**になっている
事務スペースや相談コーナーとは別室である
- 日常的に聴力測定時に騒音レベルを測定し、記録管理するようにしてください。

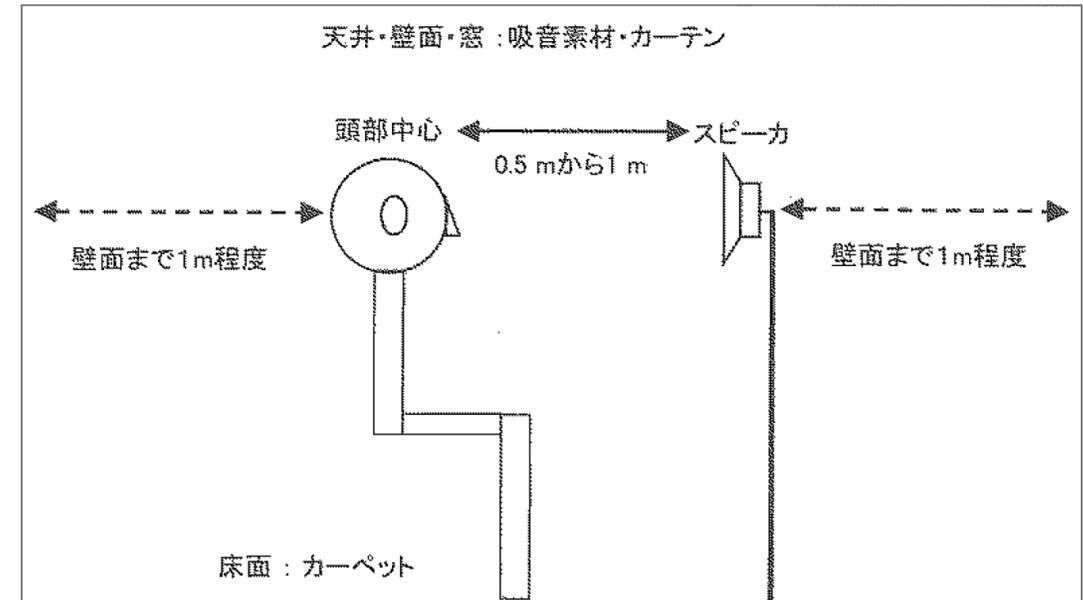
■ 特性器

- 50または60～90dB SPLの**4レベル以上**の入力音圧の**周波数レスポンス**と**最大出力音圧**が測定できる機器
- 実地調査時に、実際に特性測定をしてもらいます。
機器操作、測定手順
測定結果をどう評価するか
を確認します。



■ 補聴器装用効果測定のための設備

- 基準音圧の設定方法、距離による音圧変化の算定方法等について補聴器調整者が把握するようにしてください。
- 音場の校正状態を日常的に管理していることを証明する書類を提出してください。



■ 音場の校正管理

■ 3か月に1回確認すること

- 出力レベルが、校正時から変動していないかサウンドレベルメータ（騒音計）で測定
- 音場管理の帳票を作成→提出
- 校正時から変動している場合は再校正し記録すること

- ## ■ 確認方法は、「販売店における補聴効果の確認法」を参考にしてください。



- 音場校正の状況を確認できる資料
 - メーカーによる証明書

音場校正証明書

使用測定器

メーカー	型式	名称	製造番号	最終校正年月
小野測器	LA-1411	騒音計	170801924R	2019/9

*SPLで校正を行います。(HL)は換算した値です。

周波数 Hz	雑音		音場1	音場2
	(HL)	(SPL)	校正値(SPL)	校正値(SPL)
125	58.0	80.0	80.0	80.0
250	68.5	80.0	80.0	80.0
500	75.5	80.0	80.0	80.0
750	77.5	80.0	80.0	80.0
1000	77.5	80.0	80.0	80.0
1500	77.5	80.0	80.0	80.0
2000	81.5	80.0	80.0	80.0
3000	86.0	80.0	80.0	80.0
4000	85.5	80.0	80.0	80.0
6000	75.5	80.0	80.0	80.0
8000	67.5	80.0	80.0	80.0

周波数 Hz	ナローバンドノイズ(NB)		音場1	音場2
	(HL)	(SPL)	校正値(SPL)	校正値(SPL)
125	58.0	80.0	80.1	80.2
250	68.5	80.0	80.2	80.0
500	75.5	80.0	79.9	79.8
750	77.5	80.0	80.1	80.0
1000	77.5	80.0	80.0	80.1
1500	77.5	80.0	80.1	80.0
2000	81.5	80.0	79.9	80.1
3000	86.0	80.0	79.8	79.9
4000	85.5	80.0	80.0	80.1
6000	75.5	80.0	80.1	80.0
8000	67.5	80.0	80.0	79.8

ホワイトノイズ(WN)		音場1	音場2
(HL)	(SPL)	校正値(SPL)	校正値(SPL)
80.0	80.0	80.2	80.1

スピーチ		音場1	音場2
(HL)	(SPL)	校正値(SPL)	校正値(SPL)
65.0	75.0	75.0	75.0

スピーチノイズ		音場1	音場2
(HL)	(SPL)	校正値(SPL)	校正値(SPL)
65.0	75.0	75.2	75.1

スピーチノイズ ILTASS		音場1	音場2
(HL)	(SPL)	校正値(SPL)	校正値(SPL)
-	-	-	-

当協会作成の管理表

音場管理表

2021.3

店舗名 補聴器のテクノエイド協会

使用測定器(騒音計)	
型式	NL-27
特性	C
※音場校正に使用した周波数特性(CまたはZ)を記入。	
装用効果測定のための機材	
オーディオメータ 型式	AA-75
スピーカ 型式	ヤマハ NS-90
CD再生機 型式	SONY D-NE
スピーチ 使用音源	補聴器適合検査用CD
音圧校正を行った基準値 (いずれかに○を記入)	
<input checked="" type="checkbox"/> 単耳聴 <input type="checkbox"/> 両耳聴	
スピーカと騒音計マイクの距離、高さ	



全て情報を記入

基準値 (dB SPL)									
周波数 (Hz)	250	500	750	1000	1500	2000	3000	4000	6000
0dB HL 単耳聴 ^{*1} (ANSI S3.6)	13.4	6.4	4.4	4.4	4.4	0.7	-3.8	-3.4	6.3
0dB HL 両耳聴 ^{*2} (ISO389-7)	11.4	4.4	2.4	2.4	2.4	-1.3	-5.8	-5.4	4.3
許容差	±5	±5	±5	±5	±5	±5	±5	±5	±5

言語聴力測定
(スピーチ)
10dB SPL

測定周波数の校正確認の実施

参考									
70dB HL 単耳聴出力 ^{*3} (ANSI S3.6)	83.4	76.4	74.4	74.4	74.4	70.7	66.2	66.6	76.3
70dB HL 両耳聴出力 ^{*4} (ISO389-7)	81.4	74.4	72.4	72.4	72.4	68.7	64.2	64.6	74.3

言語明瞭度測定
(スピーチ)
70dB HL=80dB SPL

音圧校正をする場合、オーディオメータのダイヤルが70dBの時に各周波数で片耳の場合は上記*3となるよう校正する。
(両耳の場合も上記*4となるよう校正。)
音場校正、校正値を確認する場合は騒音計の周波数特性をCまたはZで行うこと。

騒音はA特性

3ヶ月毎

実測値 (dB SPL)													
測定日	周波数測定	250	500	750	1000	1500	2000	3000	4000	6000	言語聴力測定 (スピーチ)	測定時騒音レベル ※A特性	担当
20年 1月 20日	実測値	81.2	76.0		74.0		71.0		63.0		実測値 79.5	40.1dB (A)	佐藤
	誤差	-2.1	-0.4		-0.4		+0.3		-3.6		誤差 -0.5		
20年 4月 15日	実測値										実測値		佐藤
	誤差										誤差		
	実測値										実測値		
	誤差										誤差		
	実測値										実測値		
	誤差										誤差		

技能者が確認印

■ サウンドレベルメータ

- JIS C1509-1 / IEC61672-1に準拠
 - A特性とC特性のどちらも測定ができる
 - 1店舗につき1つ所有 ※共有は不可
-
- 実地調査時、実際にサウンドレベルメータで騒音レベル等を測定してもらいます。
機器操作、測定手順、測定結果をどう評価するかを確認します。

サウンドレベルメータ 規格表示の例

▶ 騒音計DT-8852ロガー機能付(SDT-8852)

国際規格 IEC61672-1 Class 2適合。

32,000件分の記録可能。ソフトとUSBケーブル付属。

ACアダプター、ミニ三脚、携帯ケースつき。パソコンがあれば買った時からすぐに使用可能

サウンドレベルメータ 規格表示の例

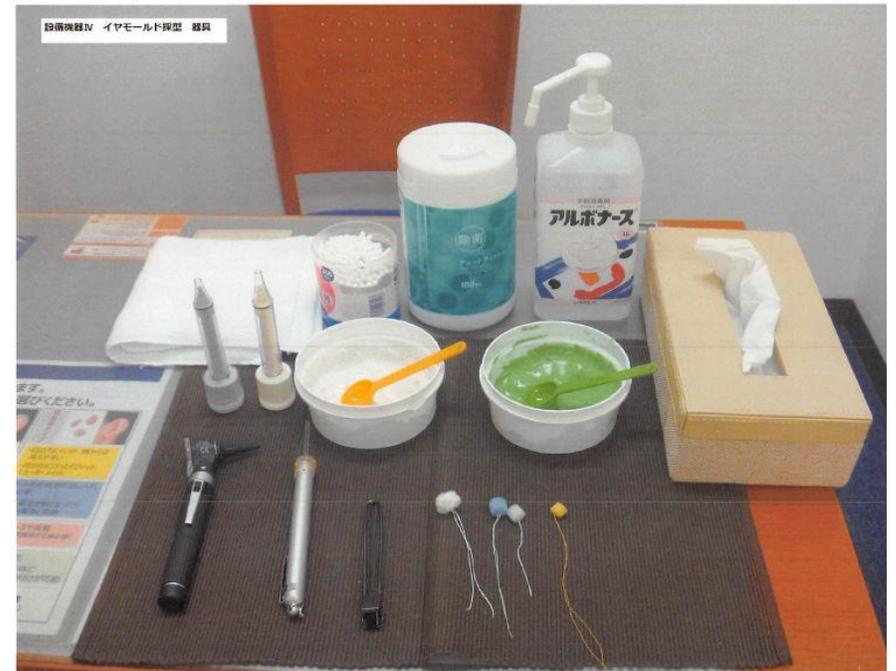
仕様

適用規格	計量法	普通騒音計
	<div style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> JIS C 1509-1 : 2005 クラス2 IEC 61672-1:2002 Class 2 </div>	
	JIS C 1502は廃止され、JIS C 1509-1に置き換えられた IEC 60651、IEC 60804は廃止され、IEC 61672-1:2002に置き換えられた	
測定機能	騒音レベル	L_p
	等価騒音レベル	L_{eq}
	単発騒音暴露レベル	L_E
	騒音レベルの最大値	L_{max}
測定時間	5分*、10分、1時間（測定中任意に終了可能） （※測定時間「5分」は2004年6月以降に製造された製品に追加）	
測定レベル範囲	A特性	30 dB ~ 130 dB
	C特性	36 dB ~ 130 dB
自己雑音レベル	A特性	24 dB 以下
	C特性	30 dB 以下

■ 耳型採取のための器具

最低限、下記の器具・材料を保有してください。

- ① 印象剤
 - ② 印象剤を耳に注入するためのシリンジ等
 - ③ イヤーライト
 - ④ オトスコープ
 - ⑤ 綿球（複数サイズのもの）
 - ⑥ ピンセット
 - ⑦ ヘアクリップ
- 等



■ イヤモールドやシェルの補修・修正のための加工設備・器具

- イヤモールドやシェルの補修に使用される資材および補修液
- 研磨機、研削・バフ器具
- UV照射器

等



■ 器具の消毒のための設備



■ 補聴器修理またはメンテナンス設備器具



■ 補聴器の在庫と取り扱いに関する事項

複数メーカーの取り扱いが望ましい。

	実器	試聴器	ダミー (型サンプル)
ポケット型	いずれかで可		
耳かけ型 ミニ耳かけ型	いずれかで可		
耳あな型 (既成、オーダー)	いずれかで可		

補聴器関連用品等に関する事項

■ 補聴器関連商品

難聴者がテレビや電話、会議やホールなど声又は会話を聞き取るために補聴器に直接接続したり、機器を介して通信する等し、補聴効果を向上させる器具等

■ 日常生活用具

難聴者が日常生活の中で声や音を聞くために音の情報を光や振動、あるいは文字に変えて伝え、日常生活を補助する器具・装置等

■ 店外販売の割合

店外販売	あり	
店舗の売り上げに占める店外販売の割合	70%	
①店外販売に占める「購入希望者の請求による個人宅訪問（請求訪問）の割合」	40%	70%販売の詳細 ※①②③足して 100%になる
②店外販売に占める「展示会または購入希望者の請求によらない訪問による販売の割合」	40%	
③その他の店外販売 内容：補聴器外来	20%	

- 展示会販売や訪問販売などを行なっている場合
 - 契約内容の書面交付やクーリングオフに関する説明（特定商取引法）がされているか
 - 医薬医療機器等法の規定に基づく開設手続き
実地調査時に確認します。

■ 広告宣伝用印刷物、消費者向けHP

- 医療品等適正広告基準
- 景品表示法
- 補聴器の適正広告・表示ガイドライン
 - × 事実に反した虚偽誇大な表現
 - × 誤解を招く表現

不明な点がある場合は、会社登記をしている都道府県薬務課へ
問い合わせてください。

- 日本耳鼻咽喉科頭頸部学会理事長の委嘱する補聴器相談医から指導を受けていることを証明する署名
- **補聴器相談医であるかを事前に日耳鼻のHPで確認**
 - 相談医は更新制であり指導を受けている耳鼻科医が有効期限切れの場合がある
 - 掲載されていない相談医からの署名を提出する場合、掲載されていない理由を確認し、理由書（様式任意）を当協会に提出してください。（宛先：shiken@techno-aids.or.jp）
 - 自店舗から公共の交通手段で**90分以内**の施設に所属の相談医であること。（地域によっては120分程度でも可）

- 店舗で実際に使用しているフィッティング記録を1症例提出
- 認定補聴器技能者更新時提出のフィッティングケース記録様式は不可
- 提出の際は補聴器装用者の個人情報は伏せてください。
伏せる情報
補聴器使用者氏名、年齢や性別、住所等の基本情報
聴力測定結果や調整画面の印刷物、特性測定結果の印刷物に
記載された補聴器使用者の氏名 等

■ 認定補聴器技能者の関与

- 認定補聴器技能者以外が販売や調整等を担当した場合
認定補聴器技能者がその記録を確認し、承認のサインを
残すことが必要です。
- 実地調査時にフィッティングケースを複数例確認します。

■ 指摘が多い箇所

- アフターケア記録が簡素で内容が分からない
- 記録内容が販売記録のみになっている
- マスキングを理解していない
- 補聴効果測定と特性測定に整合性がない



認定補聴器専門店 申請内容と申請時の注意点



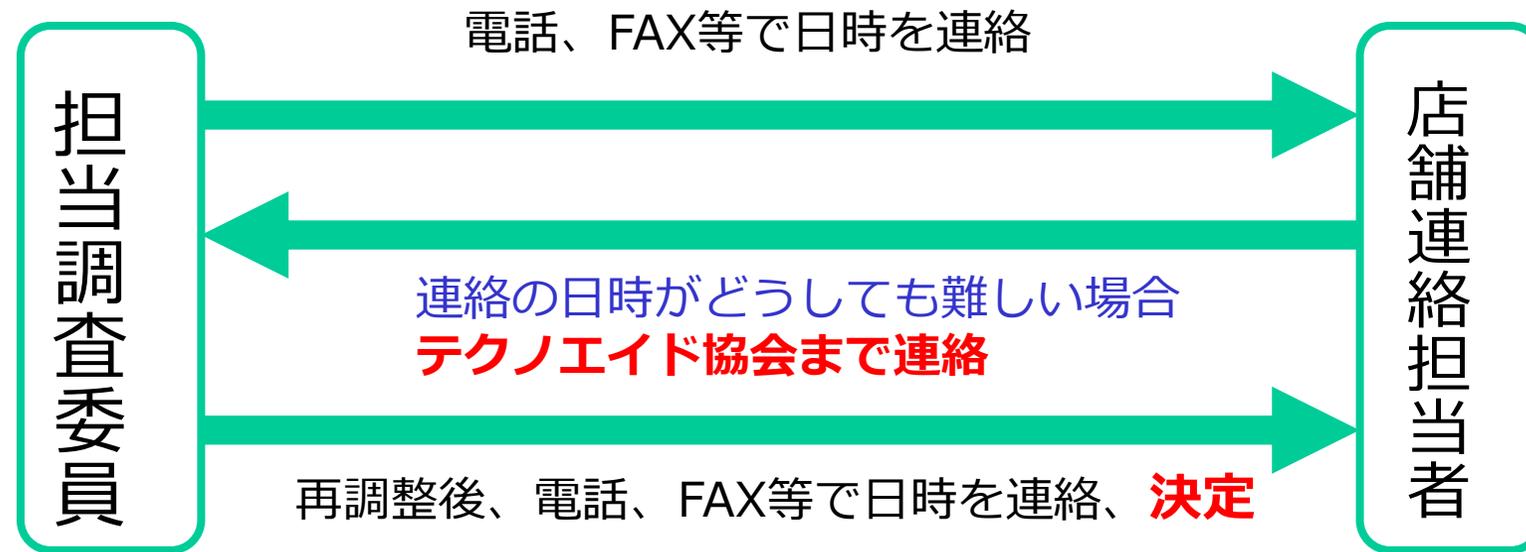
- 終 -

ご清聴ありがとうございました。

認定補聴器専門店 実地調査における注意事項

公益財団法人テクノエイド協会 研修部

- 調査日について担当調査委員より店舗連絡担当者宛に直接連絡



- 決定した調査日時はいかなる理由があっても変更できません

- 原則、店舗の業務運営責任者（店長）および店舗に在籍する認定補聴器技能者※の立ち合いが必須

※第Ⅳ期修了者でも可（新規申請店舗）

- 録音、動画撮影等は禁止
- 調査委員への過度なもてなしは不要
- 金銭や土産品等の贈与は受取りません
- 調査中は調査委員の指示に従ってください

違反行為があった場合、調査委員の判断で調査を**中止**することがあります

- 調査時に現地で**指導**があった場合、速やかに改善してください
- 調査時に**再提出**の指示があった場合、**提出物**と**提出期限**を確認してください

指導・再提出の多い項目

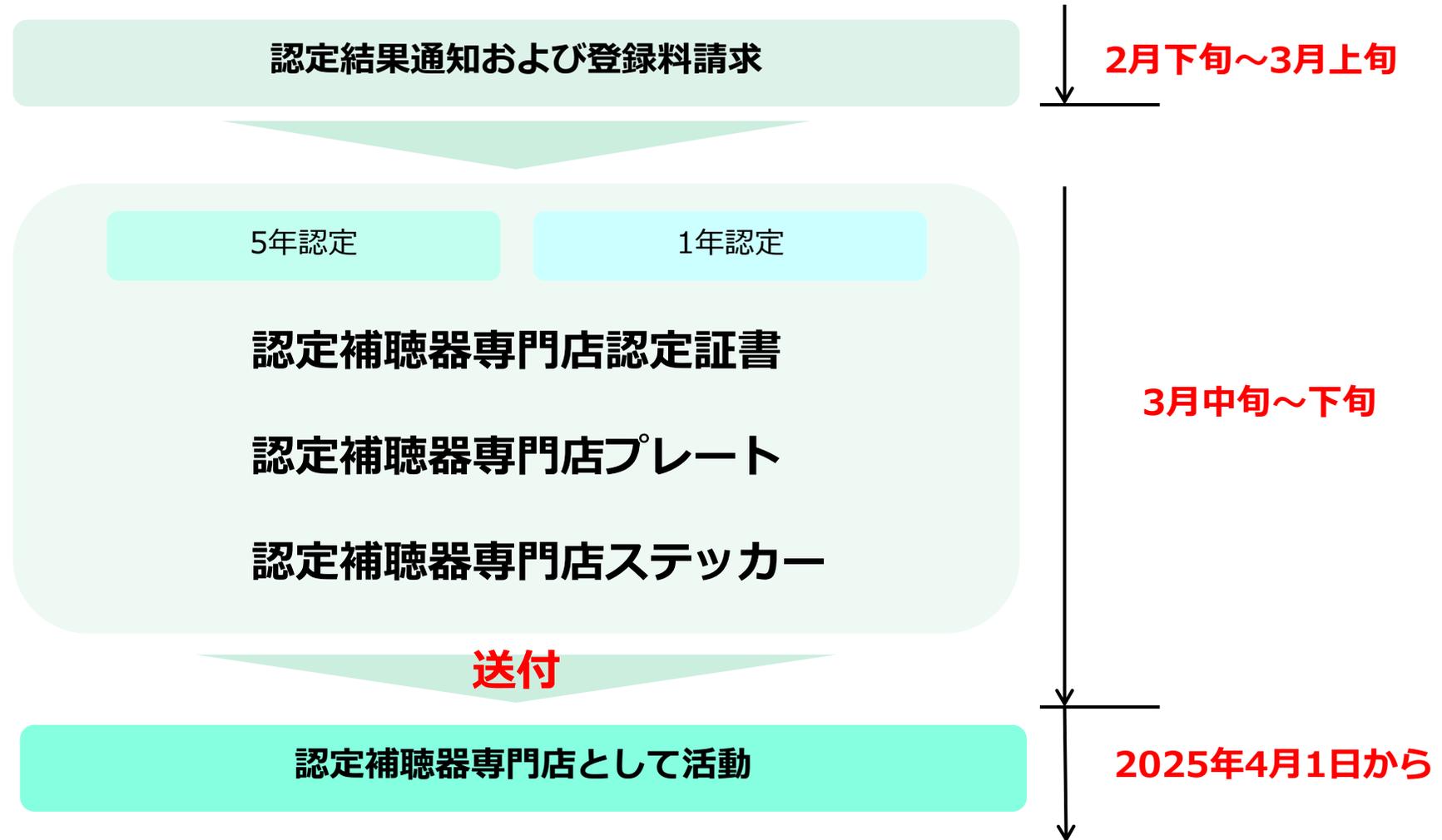
- 認定補聴器専門店ステッカー → 紛失、汚損、破損
- 外販用オーディオメータ → 申請忘れ、校正忘れ
- 補聴器特性測定設備の性能 → 管理できていない、測定できない
- 音場管理、音場校正 → 定期管理していない、
- フィッティングケース記録 → 記録項目に不足がある

- 認定補聴器専門店として認定された場合

5年間分の登録料 132,000円 (税込)

一括で納付期限厳守でお支払ください

期限が守られない場合、認定辞退となり、登録をいたしませんので予めご了承ください



認定証書、プレート、ステッカーを使用できるのは認定された店舗のみ



- 認定店の認定は、申請された店舗に限ります
- 広報、広告ホームページ等に表示する場合、**必ず事前に**テクノエイド協会に連絡してください



「認定補聴器専門店[®]」名称、
「認定補聴器専門店マーク[®]」は登録商標

認定補聴器専門店でない店舗は名称および
ロゴマークを使用・加工することはできません

認定後に使用を希望する場合、**必ず事前にテクノエ
イド協会へ連絡してください**

認定補聴器専門店 実地調査における注意事項

—終—

公益財団法人テクノエイド協会 研修部

ご清聴ありがとうございました